

令和 6 年 1 1 月 7 日（木）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 6 年 1 1 月 7 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について
- （６）報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（1 6 名）

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 安田 美雄 君   | 2 番 河村 清孝 君   | 4 番 吉田 忠男 君   |
| 5 番 和田 ひとみ 君  | 6 番 鵜飼 秀樹 君   | 7 番 林 百恵 君    |
| 9 番 尾口 文良 君   | 1 0 番 松永 佳己 君 | 1 2 番 後藤 一夫 君 |
| 1 3 番 亀山 良平 君 | 1 4 番 森 種生 君  | 1 5 番 池田 政吉 君 |
| 1 6 番 長尾 始 君  | 1 7 番 山田 達史 君 | 1 8 番 日置 香 君  |
| 1 9 番 田下 喜代 君 |               |               |

○欠席委員（3 名）

|             |             |               |
|-------------|-------------|---------------|
| 3 番 丹羽 英治 君 | 8 番 後藤 信一 君 | 1 1 番 足立 宜穂 君 |
|-------------|-------------|---------------|

○委員以外の出席者（3 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君  
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君  
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、丹羽会長ですが、体調不良により、欠席となりますので、山田職務代理よりご挨拶を頂きたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

3 番 丹羽委員、8 番 後藤信一委員、11 番 足立委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

会長欠席の為、関市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、職務代理の山田委員が議長として、議事を進行していただくことになります。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

1 番 安田委員、18 番 日置委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというものです。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、のぞみ第二幼稚園から北に100mに位置する

農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 403㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、多忙であり農地の維持管理が困難になったため、譲受人の申出に応じるというも

の。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

## 2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は市立瀬尻小学校から東に100mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 562㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、申請地を譲り渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出され、稲作を行いたいという内容になっています。

## 3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は武芸川浄化センターから北東に300mに位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑 1,201㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

## 4 番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は側島公民館から南に300mに位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑 2筆 957㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を取得し、営農を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、息子と協同し、自家消費用の枝豆などの栽培を始めたいという内容になっています。

## 5 番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は市立武儀生涯学習センターから北に300mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 601㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、申請地を譲り渡したいというもの。

譲受人は、富之保地区に住宅や山林を所有し、毎日のように通っており、申請地を取得して、関市で営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、稲作を行いたいという内容になっています。

#### 6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は市立武儀生涯学習センターから北に 1,600 m に位置する

農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 299 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、営農が困難になったため、申請地を譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を取得し、営農を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の季節の野菜を作りたいという内容になっています。

#### 7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は下之保郵便局から南に 100 m に位置する

農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 341 m<sup>2</sup>

登記地目 田、現況地目 畑 107 m<sup>2</sup> 2 筆 合計 448 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり、農地の維持管理が困難になったため、申請地を譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、近くの農地を取得し、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出され、自家用野菜を作りたいという内容になっています。

#### 8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は古布多目的研修集会施設から南に 100 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3 筆 2,286 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、8件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

2番の案件につきまして、本日欠席されました、足立委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

3番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

5番から8番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 無 し ）

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 8 番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

#### 1 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は肥田瀬グラウンドから東に 9 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 1 筆 8 2 9 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、申請地を自己用住宅敷地として利用したいというものでございます。

1 0 月 1 5 日に現地を確認したところ、住宅敷地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 2 番の案件

位置図は 1 0 ページになります。

申請地は長良川鉄道刃物会館前駅から南に 1 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 7 2 m<sup>2</sup>

登記地目 畑 現況地目 宅地 0 . 6 6 m<sup>2</sup> 2 筆合計 7 2 . 6 6 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅兼貸店舗（駐車場）でございます。

申請人は、申請地を共同住宅兼店舗用敷地として利用したいというものでございます。

1 0 月 1 5 日に現地を確認したところ、宅地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 3 番の案件

位置図は 11 ページになります。

申請地は長良川鉄道関市役所前駅から南西に 400 m に位置する

登記・現況地目 畑 227 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件についてご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

2 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7 番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10 番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

#### 1番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は長良川鉄道関富岡駅から南東に200mに位置する

登記・現況地目 田 343㎡。

農地の区分は、長良川鉄道関富岡駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、営農面積を縮小したいため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在アパート住まいであるが、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 2 番の案件

位置図は 13 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南に 100 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 田 2 筆 11.19 m<sup>2</sup>

登記・現況地目 田 3 筆 470 m<sup>2</sup> 5 筆合計 481.19 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、営農が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、アパートに居住しているため、申請地に住宅を建築したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 3 番の案件

位置図は 14 ページになります。

申請地は、肥田瀬グラウンドから西に 700 m に位置する

登記・現況地目 田 2,187 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、砂利採取（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地で原石採取を行ったのち、田に復元し返還するというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

## 4 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 15 ページになります。

申請地は、中濃保育園から西に 200 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 188 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

譲渡人は、相続で申請地を取得したが、営農が困難な為、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、隣地の美容院の役員をしており、美容院の駐車場が不足しているため、申請地を

美容院の貸駐車場として利用したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 5 番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は西本郷公民センターから南東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 155㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、市外に在住しており営農が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在居住の住居が老朽化したため、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時申請になります。

#### 6 番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、倉知保育園から北に100mに位置する

登記・現況地目 畑 224㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7 番の案件

議案は6ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、関市巾公民センターから北に100mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 44㎡

登記・現況地目 田 2筆 1099㎡ 4筆合計 1,143㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、薬品販売業社宅兼貸店舗（駐車場）でございます。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、薬品販売業などを営み、申請地隣地にテナント付きの社宅を所有しているが、駐車場が不足しているので、申請地を駐車場としたいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 8番の案件

議案は7ページ、位置図は19ページになります。

申請地は、関市市民センターから西に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 798㎡

登記地目 畑 現況地目 田 585㎡

登記・現況地目 畑 3筆 606㎡ 5筆合計 1,989㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（7区画）でございます。

譲渡人は、周辺が宅地化してきており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を譲り受け、宅地分譲したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、一部農地性ありと確認しております。

雑種地については、事業計画変更2番と同時申請になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から南に200mに位置する

登記地目 雑種地 現況地目 畑 145.04㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、保育所職員用駐車場でございます。

賃貸人は、周辺が宅地化しているため、農地として維持管理することが困難になったため、賃借人の要望に応えるというものの。

賃借人は、倉知保育園を運営しており、申請地を職員駐車場として利用したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10番の案件

議案は8ページ、位置図は21ページになります。

申請地は市立倉知小学校から南西に700mに位置する

登記・現況地目 田 8筆 6,096㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、砂利採取及び搬入搬出路（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、良質の砂利が埋蔵されている申請地で、砂利採取を行いたいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 11番の案件

議案は9ページ、位置図は22ページになります。

申請地は、今宮公民センターから北に300mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 518㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、貸資材置場・貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地北側にある機械加工業を営む会社の代表取締役をしており、申請地を会社の資材置場や業務用トラック駐車場として貸したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 12番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は、市立緑ヶ丘中学校から東に400mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 614㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、住宅用地に適した申請地を建売分譲地としたいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 13番の案件

議案は10ページ、位置図は24ページになります。

申請地は、関市役所西部支所から南西に400mに位置する

登記・現況地目 田 312㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在、賃貸住宅に居住しており、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

10月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更3番と同時申請になります。

以上、13件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番から3番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

5番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

和田さん

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

6 番から 8 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

（林委員発言）

○7 番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

9 番と 10 番の案件につきまして、本日欠席されました、後藤 信一委員から、特に意見は無いということを伺っております。

11 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9 番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

12 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10 番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

13 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第４号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

１番の案件

議案は１１ページ、位置図は２５ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから南東に１００ｍに位置する

現況地目 畑 155㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業計画者は、貸家住宅の建築を目的として転用許可を受けたが、事業完了できず、継承者が自己用住宅を建築するというものです。

5条5番と同時申請になります。

## 2番の案件

議案は12ページ、位置図は26ページになります。

申請地は関市巾公民センターから西に100mに位置する

現況地目 雑種地 798㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業計画者は、自己用住宅を建築する計画で農地転用許可を受けたが、事業完了できず、継承者が宅地分譲地とするというものです。

5条8番と同時申請になります。

## 3番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は、関市役所西部支所から南西に400mに位置する

現況地目 田 312㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。

当初事業計画者は、自己用住宅と既製服製造の作業場を建築する計画で農地転用許可を受けたが、事業完了できず、継承者が自己用住宅を建築するというものです。

5条13番と同時申請になります。

以上、3件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第５号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、下記の農地利用集積計画の承認が求められたので、審議を求めるというものです。

議案は、１３ページから２３ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、

新規が３筆 ７,４６８㎡

更新が１７９筆 ２１９,３９０．２３㎡

合計 １８２筆 ２２６,８５８．２３㎡でございます。

地区は、神野、下有知、肥田瀬の３地区です。

権利の設定を受ける者は、一般社団法人 岐阜県農畜産公社他でございます。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条の要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第１８条第６項および農地法施行規則第６８条の規定により、下記の通知について受

理したことを報告するというものです。

議案は 24 ページから 43 ページになります。

110 筆 125,304 m<sup>2</sup>

解約件数は 55 件になります。

以上です。

○議長（山田 達史 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和 6 年 12 月 6 日（金）午前 9 時 30 分より関市役所 6 階大会議室を予定しております。

閉会の挨拶をいただきたいと思います。

○議長（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前 10 時 15 分閉会

本日の議会の顚末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_  
⑩

1 番

\_\_\_\_\_  
⑩

1 8 番

\_\_\_\_\_  
⑩